

たようだ。なお、適塾姓名録に松崎のところに、のちに梅毒で死んだ旨の付記があるが、これは事実を確認した上での記載とは思われない。

三、玄山が洪庵に貰った「扶氏医戒之略」について。

発見時、軸の瑞裏に「安政三巳年大坂府緒方洪庵先生家在塾中師ヨリ賜之者也 跡見菅満藤原武正と後年の筆で記してあった。その存在は前記発表の際報告しておいたが、その折緒方富雄氏は他から出るものは信用されないうらしく、偽物ではないかといっておられた。洪庵の字は特色のあるもので、いくつか見ればすぐわかるものである。この軸は整書してあり、その点今まで知られたものの中最も整ったものである。卷末年時は「安政丁巳春三月」となっており、旧来の二本が「正月」となっているのと異なる。玄山ははじめ三月頃帰郷するつもりだったようなので、その時書いて貰ったものだろう。他にも玄山のように、離塾の折医者の戒めとして、貰ったものが何人かいたのではなからうか。なお、本文中にはその他小さな部分で、旧来のものと異なっている点もいくつがある。

四、安政六年（一八五九）二月二日付の龍碩から玄山宛の手紙（前記拙稿に読み下し文あり）。地方の蘭方医相互間の西洋医学書の訳本の貸借や、種痘の痘痂の融通の様子がうかがえる。

なお、玄山については拙稿「洋学論再構成試論―跡見玄山の場合を手がかりとして―」（思想六六五号一九七九年十一月）を参照願えれば幸いである。

日本のインターン制度

山本 俊一

昭和二十一年二月、占領軍総司令部公衆保健部長サムス大佐によりわが国へのインターン制度の導入が勧告され、同年八月三日にインターン関係勅令が公布され、同年一〇月一日よりこの制度が実施されたが、医学教育体系を変えないで実地修練コースだけをつけ加えたこと、戦争直後のため受け入れ体制が不備であったこと、およびインターン生の身分が不安定であったことなどの問題があった。

この制度の発足当時から医学生およびインターン生は、制度改善の要求を行ってきたが、昭和三十七年には医育者の側からもインターン制度廃止の方向を目指して検討が加えられるようになり、昭和三十八年にはすでに現行インターン制度廃止の意見が広く各界に浸透していた。しかし、制度の改善が完全廃止かについては見解が別れていた。昭和三十九年には、卒業と同時に国家試験を行なって医師免許証を与える点では各界の意見が一致したが、インターン制度の廃止についてはなお一部に異論があった。

昭和四十年には、厚生省は（一）卒業と同時に医師国家試験を行なう、（二）合格者には一種の仮免許を与える、（三）その後一定期間の実地修練を行なう、（四）実地修練終了後に正式の医師免許を与える、という案を国会に上程したが、各界に反対が起こり、審議に至らなかつた。

昭和四十一年には、現行インターン制度を廃止し、卒業後に国

雜報

家試験を行なつて医師免許を与えるという点で各界の意見が統一されたが、インターン制度に代わる臨床研修制度案が決まらず、国会 upper 程は見送られた。昭和四十二年にも、新しい研修方式について意見がまとまらず、制度改革は見送りとなったが、そのため一部大学医学部では学生・研修生のストライキが発生した。

昭和四十三年には改正法案が上程され、同年五月に衆議院修正案通りに可決されたが、修正の骨子は、卒後研修の修了を「医籍に登録する」ことを止め、「厚生大臣に報告する」点にあった。

昭和四十三年の法案審議中には一部の医学部・医科大学においてストライキが行なわれたが、同年秋には全国的にみてはほぼ解除され、漸次平静に戻った。

日本医史学会関西支部秋季大会

とき 十一月十三日(日)

ところ 大阪市北区中之島四丁目

大阪大学医学部 二階会議室

演題

- 1 (示説) ボードイン・アルバム一八六二—一八七〇の日本の写真百五十枚から 石田 純郎(三菱水島病院)
- 2 E・ベルツとO・A・G(ドイツ東洋文化研究協会) 安井 広(愛知県)
- 3 S・リンガー(一八三五・一九一〇) 栗本 宗治(大阪医大)
- 4 越前版俗解八十一難経の異版について 岩治 勇一(大野市)
- 5 鳥取藩における御薬園と平田眠翁 森 納(鳥取県)
- 6 山脇東洋の解剖の地に関する新知見 宗田 一(杏雨書屋)
- 7 本邦東西の三大切断術の描画(供覧) 山中 太木(高槻市)
- 8 私家蔵の医家遺墨について 中山 沃(岡山大学)
- 9 日本人の湯治観—箱根「七湯の枝折」を中心として 中沢 修(岡崎市)